

## お役立ち情報

★困ったときはひとりで悩まず相談しよう！



### 消費生活相談

- ・全国共通ダイヤル「消費者ホットライン」
- ・長崎県消費生活センター
- ・全国の各都道府県や県内各市町にも消費生活センターや相談窓口があります。

「局番なし188(イヤヤ!)」 ☎095-824-0999

### 消費生活センターの役割

「契約のトラブル」「問題商法の被害」「架空・不当請求」「クレジット契約」「多重債務」「ネットトラブル」などの相談と解決の支援を行っています。

<あなたが住んでいる県や市町の消費生活相談窓口の名称と電話番号を書こう>

県	TEL
市町	TEL

### サイバー犯罪相談

長崎県警察本部  
サイバー犯罪相談窓口 ☎095-820-0110  
(内線) 3493~4

### 食品関係相談

長崎県食品110番 ☎0120-492-574

### 生活の新しい情報を得よう！ホームページにアクセス

- 消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>
- 国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
- ながさき消費生活館 <http://www.nagasaki-shouhi.jp/>
- 長崎県食品の安全・安心と食育のHP <http://www.pref.nagasaki.jp/shokuhin/>
- 長崎県未来環境推進課 <http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/mirai/>
- 居住する都道府県等のHP



高校生のための  
消費者教育資料

# めざそう！

# 賢い消費者



私たちは生まれてから一生をとおして、ものを「買う」「使う」「食べる」「捨てる」をくりかえしている「消費者」です。毎日、何気なく行っている消費行動にも「ルール」があります。そして、「ルール」が守られないために起こるトラブルもあります。  
自分の周りにあふれる情報を適切に判断し、賢い消費者として生き抜く力を身につけましょう。

発行



県民生活部 食品安全・消費生活課  
長崎県消費者教育推進連絡協議会